

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200402号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2200025号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和45年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成2年*月

② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで10回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、毎月納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで10回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200360 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200081 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 県 B 事業所（以下「請求対象事業所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 10 月 19 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

私は、大学院修士課程 2 年だった昭和 58 年 10 月から昭和 59 年 3 月末までの期間、大学院の許可を得て、A 県立 C 高等学校（当時）（以下「C 高校」という。）に代用教員として勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所である請求対象事業所において、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

A 県教育委員会が昭和 58 年 10 月 19 日に交付した辞令書の写真（以下「辞令書」という。）を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

辞令書の記載内容及び請求対象事業所の担当者の陳述より、請求者は、昭和 58 年 10 月 19 日から昭和 59 年 3 月 31 日までの期間、C 高校の講師として、臨時に任用されていることが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求対象事業所が、厚生年金保険の適用事業所となつたのは、平成元年 4 月 1 日であり、請求期間当時において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認することができない。

また、請求対象事業所の担当者は、請求期間当時の資料は残っていないので、当時の状況は不明である旨陳述している。

さらに、請求者は、C 高校の校長及び同校に勤務していた同僚二人のことを記憶しているものの、校長は既に亡くなっている、同僚二人の連絡先は不明である旨陳述していることから、C 高校に臨時に勤務していた講師に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与の支給明細書等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。